

市町村の合併の特例等に関する法律について

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（5年以下）設置できる制度を創設する。

- 区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。
- 課税権、起債権はなし。
- 住所の表示にはその名称を冠する。

※ 法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

- ① 合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、旧合併特例法の特例措置は基本的に存置。
- ② 合併特例債は廃止。合併算定替えは、旧合併特例法の特例期間10年（+激変緩和5年）を段階的に5年（+激変緩和5年）に短縮。

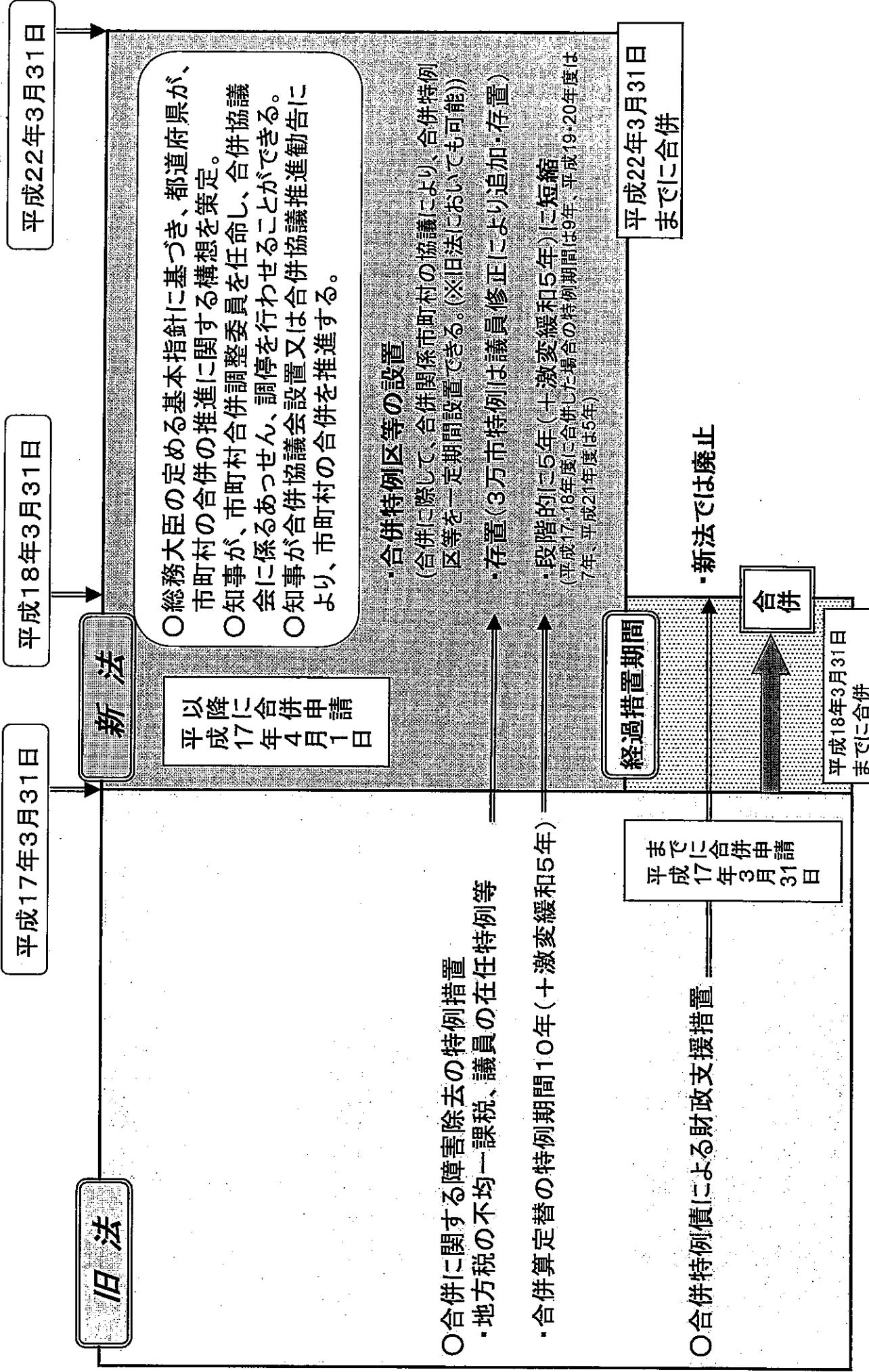
※人口3万人以上を有すれば市となることができる3万市特例については、議員修正により追加。

(3) 市町村合併推進の方策

- ① 総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定
- ② 都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。
- ③ 都道府県知事は、構想に基づき、
 - 申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあっせん、調停を行わせることができる。
 - 合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が1／6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。
 - 合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

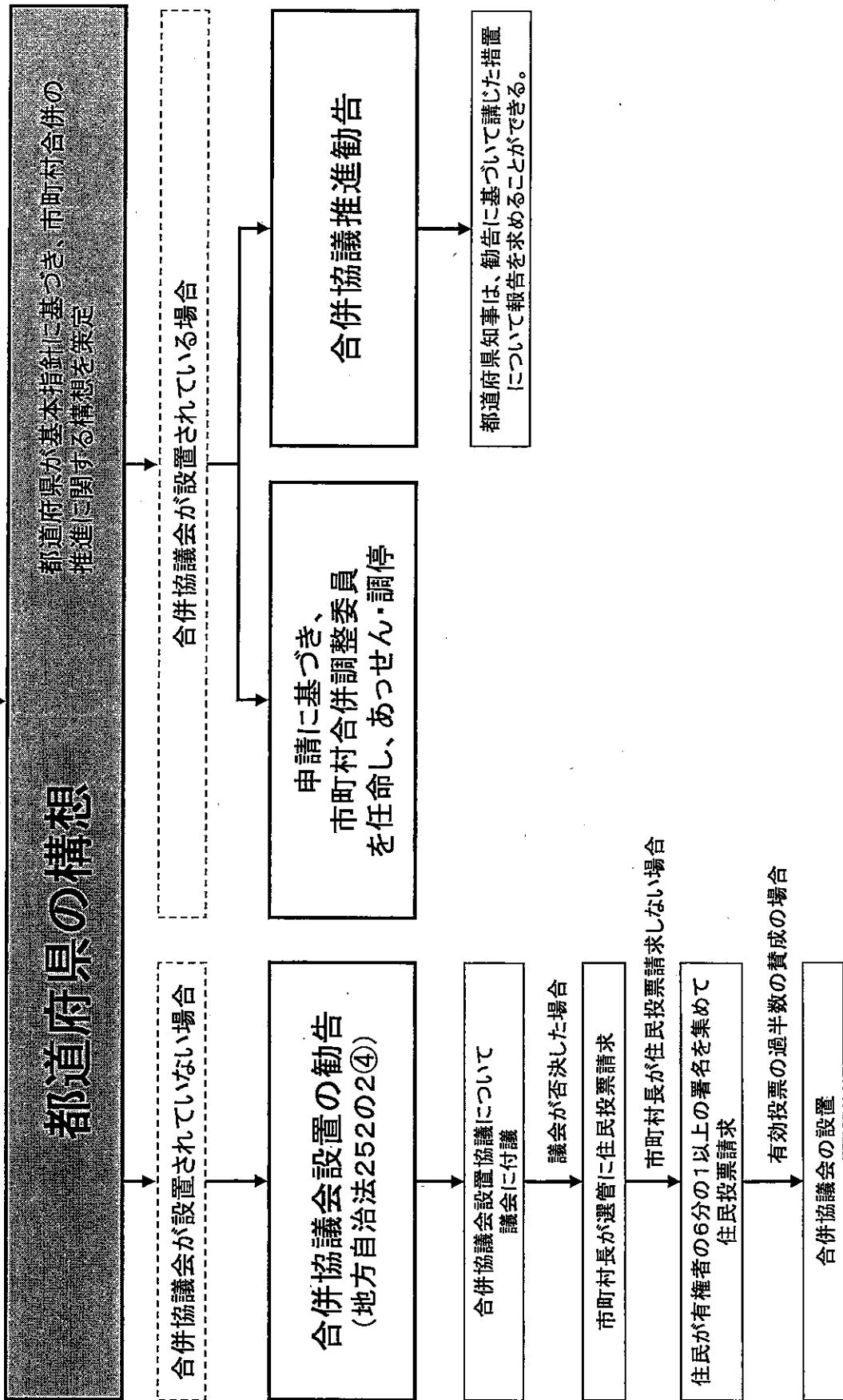
この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

旧合併特例法と合併新法との比較



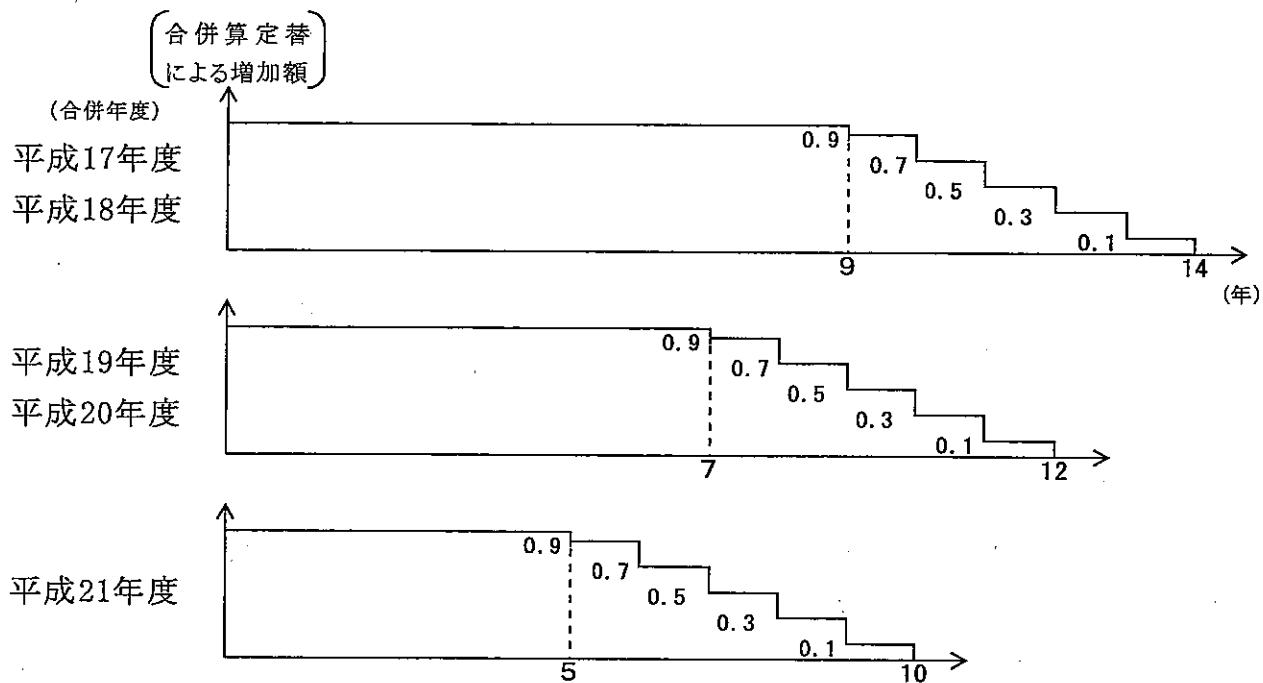
市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)

総務大臣の定める基本指針



市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)における財政措置 (法律の施行は平成17年4月1日)

1. 合併特例債は廃止する。
2. 合併算定替については、旧合併特例法の合算特例期間10年を段階的に5年に短縮し、激変緩和期間は、旧合併特例法と同様5年とする。



3. その他合併新法に基づく都道府県の構想策定等に必要な経費について財政支援を行う。

(参考)

下記の特例措置は、旧合併特例法と同内容

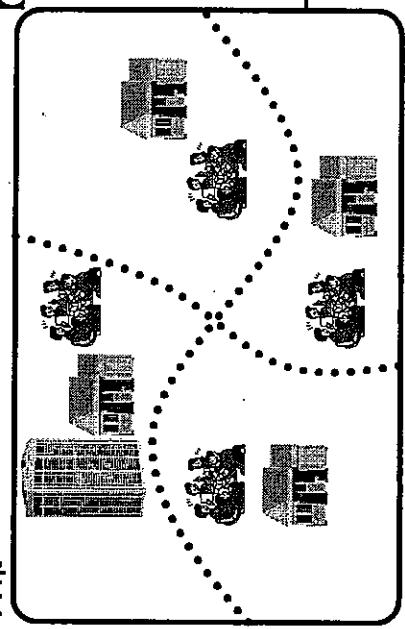
- ① 市が新設合併後も市であること。
- ② 議会の議員の定数の特例及び在任並びに退職年金に関する特例
- ③ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- ④ 職員の身分取扱い
- ⑤ 一部事務組合に関する特例(旧合併特例法改正による合併に伴う一部事務組合に関する手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの)
- ⑥ 地方税の不均一課税
- ⑦ 合併補正、地方債の配慮
- ⑧ 流域下水道に関する特例
- ⑨ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例
- ⑩ 地域審議会

図合併特例法及び合併新法の下での合併後の市町村のイメージ

一般制度

○ 地域自治区の設置

A市



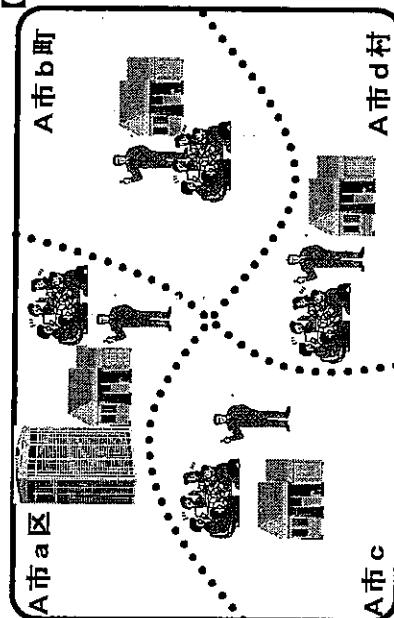
- 【特徴】**
- ・ 法人格：なし
 - ・ 区長：置けない
 - ・ 構成員：無報酬
 - ・ 期限：なし
 - ・ 地域自治区の名称
=使えるない（町字名で
用いることは可）

合併時の特例

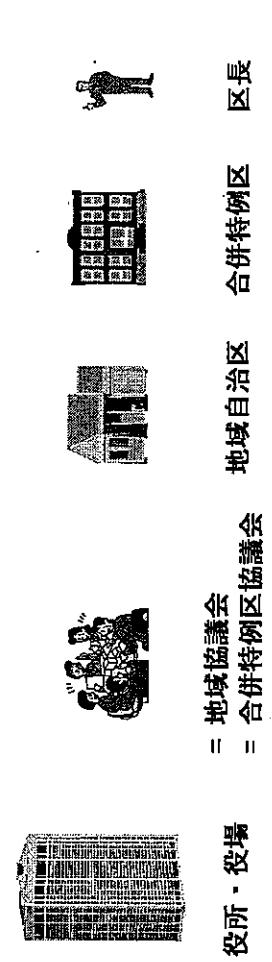
- ① 合併して一つの市町村となる。
- ② 地域審議会の設置
- ③ 合併に係る地域自治区の設置

【特徴】

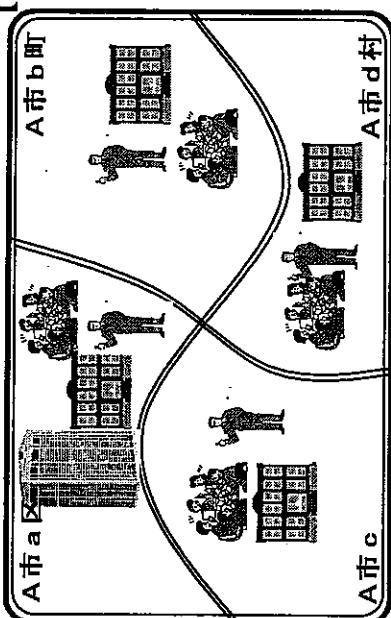
- ・ 法人格：なし
- ・ 長：置ける
- ・ 構成員：無報酬
- ・ 期限：市町村の協議
で定める期間
- ・ 地域自治区の名称
=住所の表示に冠するが、
名称は自由



【凡例】



④ 合併特例区の設置



【特徴】

- ・ 法人格：あり
(特別地方公共団体)
- ・ 長：置く
- ・ 期限：5年以内で規約
で定める期間
- ・ 合併特例区の名称
=住所の表示に冠するが、
名称は自由

事務連絡
平成17年5月31日

各都道府県市町村合併担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」の策定について

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）第58条第1項の規定に基づき、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（平成17年5月31日総務大臣告示第648号。以下「基本指針」という。）（別紙）を定め、本日告示しました。

なお、基本指針において示された事項のほか、新法第59条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成に関して参考にすべき事項については、新法第65条第1項に基づき、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について（通知）」（平成17年5月31日総行市第490号）において助言しているところです。

これらのことについて、貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いします。

(別紙)

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

○総務省告示第648号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第58条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第3項及び市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第59条の規定に基づき告示する。

平成17年5月31日

総務大臣 麻生 太郎

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の合併を推進する必要性

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）は、昭和40年に制定され、その後の数次の延長と改正を経て、平成17年3月31日に期限を迎えることとなった。この間、昭和40年4月に3,392であった市町村数は、平成17年3月31日には2,521となるとともに、旧法に基づく特例措置が適用される平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請したもので見ると、平成18年3月31日には1,822となる見込みとなっている。

このように市町村の合併は、関係者の努力により成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところである。地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に応えていくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

2 新法における市町村の合併の基本的考え方

（1）都道府県による市町村の合併の推進に関する構想の作成等

新法においては、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされて

いる。

(2) 合併特例区等の制度の創設

新法においては、合併市町村の円滑な運営を実現することができるよう、地域の実情に応じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できることとされている。

(3) 新法における特例措置

新法においては、引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会の議員の在任に関する特例等の措置が講じられているところである。

なお、旧法で設けられていた合併特例債は廃止されるとともに、普通交付税の合併算定替についてはその適用期間を段階的に短縮することとされたところである。

3 政府における市町村の合併を推進するための施策

政府は、次のような市町村の合併を推進するための施策を講ずることとする。

(1) 広報・啓発、情報提供

市町村の合併の推進に関し、広報パンフレットの作成、ホームページの活用等により、迅速かつ適切な広報・啓発、情報提供等を行うとともに、新たなまちづくりを支援するため、合併市町村についての情報発信等も積極的に行う。

(2) 相談体制の確保充実

総務省市町村合併推進本部内に設置した「市町村合併相談センター」において市町村の合併に関する制度、合併協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等市町村の合併に関する個別具体的の相談に積極的に応じる。

(3) 市町村合併支援本部における連携措置

総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他のすべての副大臣を本部員として内閣に設置された「市町村合併支援本部」（平成13年3月27日閣議決定）を通じて、引き続き、市町村の合併についての国民への啓発を推進するとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図る。

(4) 市町村の合併に係る必要な支援措置

2(3)の措置のほか、新法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関の運営に要する経費及び構想の作成に要する経費については、都道府県に対して、所要の普通交付税措置を講ずる。

二 構想を定めるに当たりよるべき基準

1 審議会の設置

都道府県が構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

2 構想の内容

構想には、次に掲げる事項を定めること。

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

都道府県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

(3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、新法第59条第1項に規定する構想対象市町村について、その組合せを示すこと。

なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね次に掲げる市町村をその対象とすること。

① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

② 更に充実した行政機能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。

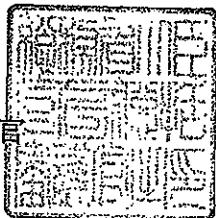
(4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

総行市第490号
平成17年5月31日

各都道府県知事殿
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官



自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について（通知）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）は、平成17年3月31日にその期限を迎えるました。関係者の努力の結果、市町村の合併は大きく進展したところですが、その進捗状況は、都道府県により、かなりの差が見られるところであります。また、合併が比較的進んでいる都道府県においても、様々な事情によって合併することができなかつた地域、生活圏域を踏まえた行政区域の形成が達成されたとは言い難い地域や、小規模な市町村がなお存在する地域等も見受けられます。

平成17年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下においては、こうした状況も踏まえ、引き続き自主的な市町村の合併を推進する必要があります。

このたび、新法第58条第1項の規定に基づき、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（平成17年5月31日総務大臣告示第648号。以下「基本指針」という。）を策定したところであり、都道府県においては、基本指針に基づいて、速やかに新法第59条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するようお願いします。

なお、基本指針において示された事項のほか、構想の作成に関して参考にすべき事項について、新法第65条第1項に基づき、下記のとおり助言します。

この趣旨について、貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いします。

記

1 審議会における審議

(1) 新法第60条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）においては、当該都道府県における今後の市町村行政の在り方について幅広い観点から十分審議、検討を行うこと。

(2) このため、審議会においては、それぞれの市町村が将来にわたりどのように市町村を運営していくのか等についての基本的な方針を聞くこと。なお、その際には、市町村が、当該方針に関する積極的な情報提供を行うなど住民に対する説明責任を果たし、住民の十分な理解を得ているかというような観点からの検討も行うこと。

また、審議会において、市町村の将来にわたる運営についての基本的な方針について審議する際には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総行整第11号）に基づき市町村が公表する「集中改革プラン」をはじめとする市町村の行政改革への取組状況も参考にすること。

(3) 審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、都道府県の条例で定めることとされているが、都道府県において審議会を設置する際に、必ずしも「市町村合併推進審議会」という名称を使用する必要はなく、また、既存の審議会を活用することも可能であること。

2 構想の内容

- (1) 構想対象市町村の組合せについては、原則として一通りとすること。
- (2) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置については、次の事項にも留意の上、必要な記述を行うこと。
 - ① 都道府県における市町村の合併を支援するための全庁的な体制の構築が望まれること。
 - ② 新法において、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等についての措置が設けられていること。

3 構想の作成時期等

構想はできる限り早期に作成することが望ましいものであり、可能な限り、平成17年度中に作成すること。なお、構想は必要に応じ適宜変更すること。

また、まず都道府県の一部地域のみを対象として構想を作成し、その後構想対象市町村を追加、変更するなど、構想を段階的に作成することも可能であること。

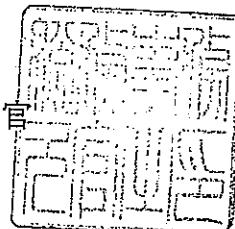
4 その他

市町村の合併に係る市制施行協議及び官報告示に関する手続については、「市町村合併の手続の迅速化について」(平成15年3月27日総行市第97号)において、その迅速化が図られているところであるが、新法の適用を受ける市町村の合併に係る手続についても、引き続きこの通知によるものとすること。

總行市第280号
平成17年4月1日

各都道府県知事 殿

総務事務次官



市町村の合併の特例等に関する法律等の施行について（通知）

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）

は平成16年5月26日に、市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号。以下「令」という。）は平成17年3月18日に、市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号。以下「規則」という。）は平成17年3月28日にそれぞれ公布され、これらは平成17年4月1日から施行することとされました。

貴職におかれでは、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 総則に関する事項

1 目的に関する事項

地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることが目的とされたこと。（法第1条関係）

2 定義に関する事項

(1) 法において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいうとされたこと。（法第2条第1項関係）

(2) 法において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいうとされたこと。（法第2条第2項関係）

(3) 法において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいうとされたこと。（法第2条第3項関係）

3 合併協議会の設置に関する事項

- (1) 市町村の合併をしようとする市町村は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他の市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとされたこと。（法第3条関係）
- (2) 法施行の際に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）第3条の規定により設置された合併協議会は、法第3条の規定により設置された合併協議会とみなされるとされたこと。（法附則第4条関係）

4 合併協議会設置の請求に関する事項

- (1) 選挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができるものとされたこと。（法第4条第1項関係）

法第4条第1項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しては、市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和40年政令第52号。以下「旧令」という。）や市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成7年自治省令第11号。以下「旧規則」という。）と同様に、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の条例制定又は改廃の請求における規定に準じたものであること。（令第1条～第15条関係及び規則第1条関係）

- (2) (1)の請求があったときは、当該請求があつた市町村（以下「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、当該請求に基づく合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を求めなければならないものとされたこと。（法第4条第2項関係）

- (3) 合併対象市町村の長は、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならないものとし、すべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合には、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならないものとされたこと。（法第4条第3項～第5項関係）

- (4) (3)による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。（法第4条第6項～第10項関係）

- (5) 選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。（法第4条第11項～第13項関係）

法第4条第11項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しては、法第4条第1項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。（令第14条関係及び規則第2条関係）

- (6) (4)又は(5)の請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。（法第4条第14項～第16項関係）

法第4条第15項の規定による合併協議会設置協議についての投票の実施の手続きについては、旧令及び旧規則と同様に、おおむね地方自治法、地方自治法施行令

及び地方自治法施行規則に規定する地方公共団体の議会の解散投票手続き及び一の普通地方公共団体にのみ適用される特別法についての賛否の投票手続き等の手続きに準じて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の準用等によるものであること。（令第16条～第24条関係及び規則第3条～第10条関係）

- (7) (6)の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。（法第4条第17項関係）
- (8) 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（(7)により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。（法第4条第18項及び第19項関係）
- (9) 法施行の際現にその手続きが開始されている旧法第4条の規定に基づく請求は、法第4条の請求とみなされるものとされたこと。（法附則第5条）

5 合併協議会設置の同一請求に関する事項

- (1) 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者が合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、合併協議会を置くよう請求することができるものとされたこと。（法第5条第1項～第5項関係）

法第5条第1項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しては、法第4条第1項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。（令第28条関係及び規則第11条関係）

- (2) 請求を受けた同一請求関係市町村の長は、それぞれ議会を招集し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないものとされたこと。（法第5条第6項～第8項関係）
- (3) 議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村（以下「合併協議会設置協議否決市町村」という。）の長は、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。（法第5条第9項～第14項関係）
- (4) 合併協議会設置協議否決市町村において、選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。（法第5条第15項～第20項関係）

法第5条第15項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しては、法第4条第11項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。（令第29条関係及び規則第12条関係）

- (5) (3)又は(4)の請求があった場合において、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。（法第5条第21項から第25項まで関係）
- 法第5条第21項の規定による同一請求に基づく合併協議会設置についての投票

に係る手続きに関しては、法第4条第14項の規定による手続きの規定を準用することとされたこと。(令第32条関係及び規則第13条関係)

(6) (5)の投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。(法第5条第26項関係)

(7) すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した((6)により可決したものとみなされた場合を含む。)場合には、すべての同一請求関係市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(法第5条第27条及び第28項関係)

(8) 法施行の際現にその手続きが開始されている旧法第4条の2の規定に基づく請求は、法第5条の請求とみなされるものとされたこと。(法附則第5条)

6 合併市町村建設設計画の作成及び変更に関する事項

(1) 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、作成するものとされたこと。(法第6条第1項関係)

①合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針

②合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

③公共的施設の統合整備に関する事項

④合併市町村の財政計画

(2) 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないものとされたこと。(法第6条第3項関係)

第2 地方自治法の特例等に関する事項

1 市となるべき要件の特例に関する事項

(1) 次に掲げる処分については、地方自治法の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口3万以上を有することとされたこと。(法第7条第1項関係)

① 地方自治法の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの

② 地方自治法の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの

(2) 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が地方自治法に規定されている市となるべき要件のいずれかを備えていない場合であっても、市となるべき要件を備えているものとみなすものとされたこと。(法第7条第2項関係)

2 議会の議員の定数に関する特例に関する事項

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法に規定する議員の定数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができるものとされたこと。(法第8条第1項関係)

(2) 編入した合併市町村にあっては、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入

される区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乘じて得た数の合計数を旧定数に加えた数をもってその議会の議員の定数とすることができるものとされたこと。（法第8条第2項関係）

3 議会の議員の在任に関する特例に関する事項

(1) 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができるものとされたこと。（法第9条関係）

①新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後二年を超えない範囲で協議で定める期間

②編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

(2) 平成16年4月27日の衆議院総務委員会における附帯決議において「議員の定数及び在任に関する特例を検討する地方自治体に対して、行政コストの問題や住民の意見を十分考慮するよう周知すること」とされ、同年5月18日の参議院総務委員会においても同様の附帯決議がなされたこと。（法第8条・第9条関係）

4 議会の議員の退職年金に関する特例に関する事項

市町村の合併の日の前日において合併関係市町村の議会の議員であった者（同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。）のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法の退職年金については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなすものとされたこと。（法第10条関係）

5 農業委員会の任期等に関する特例に関する事項

市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては八十を超えない範囲で定めた数、編入した合併市町村にあっては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができるものとされたこと。（法第11条関係）

①新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後一年を超えない範囲で協議で定める期間

②編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

6 職員の身分取扱いに関する事項

合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないものとし、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてを通じて公正に処理しなければならないものとされたこと。（法第12条関係）

7 一部事務組合等に関する特例に関する事項

(1) 合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体（以下「他の地方公共団体」という。）が一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、当該一部事

務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができるものとされたこと。(第13条関係)

- (2) 市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町村が合併関係市町村以外の地方公共団体と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(変更されない場合は六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該合併関係市町村以外の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとされたこと。(第14条関係)

8 地方税に関する特例に関する事項

- (1) 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく平衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その平衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるものとされたこと。(法第16条第1項関係)
- (2) 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法に掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口が三十万未満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する地方税法の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間は行わないものとされたこと。(法第16条第2項関係)

合併市町村において事業所税の特例が適用されない場合の人口について、政令に特別の定めがあるので留意すること。(令第37条)

- (3) 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村の区域内に所在する市街化区域農地であったものに対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税については、地方税法の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなすものとされたこと。(法第16条第3項関係)

9 地方交付税の額の算定の特例に関する事項

- (1) 国が地方交付税法に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとされたこと。(法第17条第1項関係)
- (2) 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成18年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成

20年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後5年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とされたこと。(法第17条第2項関係)

10 地方債についての配慮に関する事項

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとされたこと。(法第18条関係)

11 災害復旧事業費の国庫負担等の特例に関する事項

国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に対し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、当該市町村の合併が行われなかつたものとして当該合併市町村が不利益となならないように措置しなければならないものとされたこと。(法第19条・令第38条関係)

12 流域下水道に関する特例に関する事項

市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法の規定による認可を受けた事業計画に係る流域下水道により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から同日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日までの間、当該事業計画に係る下水道を流域下水道とみなすものとされたこと。(法第20条関係)

13 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例に関する事項

(1) 市町村の合併により都市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた都市の区域を合わせて一選挙区を設けることができるものとされたこと。(法第21条関係)

(2) 都道府県の議会の議員の選挙区が従前の選挙区によることとされた後又は合併市町村の区域が従前属していた都市の区域を合わせて一選挙区を設けることとされた後に、国勢調査等の人口調査が行われた場合における人口の告示について政令に所要の規定がなされたこと。(令第39条関係)

14 地域審議会に関する事項

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができるものとされたこと。(法第22条関係)

15 地域自治区の設置手続等の特例等に関する事項

(1) 市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をそ

の区域とする地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができるものとされたこと。（法第23条第1項関係）

- (2) 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地域自治区に関する条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとされたこと。（法第23条第2項関係）
- (3) 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができるものとされたこと。（法第24条第1項関係）
- (4) 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとされたこと。（法第24条第2項及び第14項関係）
- (5) 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとし、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居の表示についても、同様とするものとされたこと。（法第25条関係）

なお、「住民基本台帳事務処理要領について」（昭和42年法務省民事甲第2671号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号（需給）、自治振第150号）について、平成16年10月19日付け総行市第434号各都道府県知事宛総務省自治行政局長通知により、所要の改正を行ったところであるので留意すること。

第3 合併特例区に関する事項

1 合併特例区

合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとされたこと。（法第26条・第27条関係）

2 合併特例区の設置

- (1) 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。（法第28条関係）
- (2) 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立するものとされたこと。（法第28条第4項関係）
- (3) 合併特例区が成立する際に現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時において当該合併特例区が承継するものとすることができるものとされたこと。（法第29条関係）

3 合併特例区の権能

合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であって市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であった地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定める事務を処理するものとされたこと。(法第30条関係)

なお、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除くほか、法令により市町村に処理義務が課されている事務や市町村にのみ処理権能が認められている事務は処理することはできないものであること。

また、合併特例区には議会や各種行政委員会が設置されないことから、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除き、議会の議決や条例の制定を必要とする事務や行政委員会の所掌事務を処理することはできないものであること。

4 合併特例区の規約

- (1) 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないものとされたこと。(法第31条第1項関係)
 - ①合併特例区の名称
 - ②合併特例区の区域
 - ③合併特例区の設置期間
 - ④合併特例区の処理する事務
 - ⑤公の施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公の施設の名称及び所在地
 - ⑥合併特例区の事務所の位置
 - ⑦合併特例区の長の任期
 - ⑧合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期
 - ⑨合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法
 - ⑩合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項
- (2) ③の設置期間は、当該合併特例区が④の事務を処理することが適當と認められる期間を勘案して定めるものとされたこと。ただし、当該設置期間は、5年を超えることができないものとされたこと。(法第31条第2項関係)
- (3) 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によって定め、合併市町村にあっては、議会の議決を経なければならないものとし、合併特例区にあっては、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、(1)の①、⑥又は⑨に掲げる事項その他④及び⑩に掲げる事項のうち軽微なものとして総務大臣が定める事項のみに係る合併特例区の規約の変更を除き、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(法第32条・令第40条関係)

5 合併特例区の長

- (1) 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとされたこと。(法第33条第1項関係)
- (2) 合併特例区の長の任期は、2年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(法第33条第2項関係)
- (3) 合併特例区の長は、合併市町村の助役と兼ねることができるものとされたこと。(法第33条第3項関係)
- (4) 合併特例区の長は、当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しくは出張所又は指定都市の区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねができるものとされたこと。(法第33条第4項関係)

- (5) 合併特例区の長の職は、特別職とするものとされたこと。(法第33条第7項関係)
- (6) 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するものとされたこと。(法第34条第1項関係)
- (7) 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができるものとされたこと。(法第34条第5項関係)

6 合併特例区協議会の設置及び構成員

- (1) 合併特例区に、合併特例区協議会を置くものとされたこと。(法第36条第1項関係)
- (2) 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとされたこと。(法第36条第2項関係)
- (3) (2)の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならないものとされたこと。(法第36条第3項関係)
- (4) 合併特例区協議会の構成員の任期は、2年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(法第36条第4項関係)
- (5) 合併特例区協議会の構成員には、報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。(法第36条第6項関係)

7 合併特例区協議会の会長及び副会長

- (1) 合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解任の方法は、規約で定め、その任期は、合併特例区協議会の構成員の任期によるものとされたこと。(法第37条第1項～第3項関係)
- (2) 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表するものとされたこと。(法第37条第4項関係)

8 合併特例区協議会の権限

- (1) 合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域内に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べができるものとされたこと。(法第38条第1項関係)
- (2) 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域内に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(法第38条第2項関係)
- (3) 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、(1)又は(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとされたこと。(法第38条第3項関係)

9 合併特例区の職員

合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずるものとされたこと。(法第40条関係)

10 合併特例区の休日

合併特例区の休日は、合併特例区規則で定めるものとされたこと。(法第41条関

係)

11 合併特例区の予算

- (1) 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならないものとされたこと。
(法第42条第1項関係)
- (2) 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができるものとし、必要に応じて、一會計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができるものとされたこと。(法第42条第2項及び第3項関係)
- (3) 合併特例区の長は、予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならぬものとされたこと。
(法第42条第5項及び第6項関係)

12 長期借入金等の禁止

- 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができないものとされたこと。
(法第43条関係)

13 合併特例区の会計事務

合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行うものとされたこと。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせができるものとされ。その場合における出納取扱金融機関等について政令に所要の規定があるので留意すること。(法第44条・令第42条関係)

14 合併特例区の決算

合併特例区の長は、毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならぬものとされたこと。(法第45条・令第43条関係)

15 合併特例区に対する財源措置

合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとされたこと。(法第46条関係)

16 合併特例区の公の施設

合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができるものとし、公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないものとされたこと。(法第48条関係)

なお、例えば学校、公立図書館、市町村道、下水道等設置主体が個別法において制限されている公の施設を合併特例区は設置することはできないことに留意すること。

17 合併特例区の財産の処分等の制限

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならぬものとされたこと。(法第49条・令第45条関係)

- (1) 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合
- (2) 財産を信託する場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

18 報告等

- (1) 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及

び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができるものとされたこと。(法第50条第1項関係)

(2) 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとされたこと。(法第50条第2項関係)

19 合併特例区の監査

合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとされたこと。(法第51条関係)

20 合併特例区の解散

(1) 合併特例区は、設置期間の満了により解散すること。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継するものとされたこと。(第52条第1項関係)

(2) 合併特例区は、(1)の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合(政令で定める場合に限る。)に解散するものとされたこと。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令に所要の規定があるので留意すること。(法第52条第2項並びに令第47条・令第48条関係)

21 合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則等

合併特例区協議会の同意又は合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則について定めるものとされたこと。(法第53条・第54条関係)

22 住居表示に関する特例

合併特例区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとし、合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとされたこと。(法第55条関係)

なお、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和42年法務省民事甲第267号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号(需給)、自治振第150号)について、平成16年10月19日付け総行市第434号各都道府県知事宛総務省自治行政局長通知により、所要の改正を行ったところであるので留意すること。

23 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

合併特例区を設けている市町村において地域自治区を設ける場合には、合併特例区を設けている区域については、地域自治区を設けないことができるものとされたこと。(法第56条関係)

24 合併特例区の長の職務を行う者

新設合併後、合併特例区の長が選任されるまでの間、当該合併特例区の長に代わって職務を行う者の選任手続及びその権限を定めるものとすること。(令第49条関係)

第4 市町村の合併の推進に関する構想等に関する事項

1 基本指針に関する事項

(1) 総務大臣は、第1の1の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとされたこと。（法第58条第1項関係）

(2) 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとされたこと。（法第58条第2項関係）

①自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

②2の構想を定めるに当たりるべき基準

(3) 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。この公表は、告示及び公衆に見やすい方法により行うものとされたこと。（法第58条第3項関係・令第59条関係）

2 構想の作成等に関する事項

(1) 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を定めるものとされたこと。（法第59条第1項関係）

(2) 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとされたこと。（法第59条第2項関係）

①自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

②市町村の現況及び将来の見通し

③②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

④③の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

(3) 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、3の市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。（法第59条第3項関係）

(4) 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。（法第59条第4項関係）

3 市町村合併推進審議会に関する事項

(1) 2の(3)によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとされたこと。（法第60条第1項関係）

(2) 市町村合併推進審議会は、(1)に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができるものとされたこと。（法第60条第2項関係）

4 合併協議会設置の勧告等に関する事項

(1) 都道府県知事は、地方自治法の規定により、構想対象市町村に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならないものとされたこと。（法第61条第1項関係）

勧告は、書面をもってしなければならないとされたこと。（令第51条関係）

(2) 都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならないものとされたこと。（法第61条第2項関係）

(3) (1)により勧告を受けた構想対象市町村（以下「合併協議会設置勧告対象市町村」という。）の長は、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないものとされたこと。（法

第61条第3項関係)

- (4) 合併協議会設置勧告対象市町村の長は、(3)による議会の審議の結果を、速やかに公表し、かつ、(1)により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告しなければならないものとされたこと。(法第61条第4項から第6項まで関係)
- (5) (3)の議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勧告対象市町村以外の合併協議会設置勧告対象市町村(以下「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第61条第7項～第10項関係)
- (6) 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第61条第11項から第16項まで関係)
-) 法第61条第11項の規定による合併協議会設置協議についての投票の請求に係る署名収集等の手続きに関しては、法第4条第11項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。(令第52条関係)
- (7) (5)又は(6)の請求があった場合において、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならぬものとされたこと。(法第61条第17項から第21項まで関係)
法第61条第17項の規定による合併協議会設置協議についての投票の手続きに関しては、法第4条第14項の規定による投票手続きの規定を準用することとされたこと。(令第54条関係)
- (8) (7)の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併協議会設置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。(法第61条第22項関係)
- (9) すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した((8)により可決したものとみなされた場合を含む。)場合には、すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(法第61条第23項関係)

5 報告の徴収に関する事項

構想対象市町村が合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めるものとされたこと。(法第62条関係)

6 合併協議会に係るあっせん及び調停に関する事項

- (1) 構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることとし、地方自治法の規定を準用するものとされたこと。(法第63条関係)
- (2) 都道府県知事は、市町村合併調整委員にあっせん又は調停を行わせることとしたときは、直ちにその旨等を告示するとともに、当事者にこれを通知しなければならないものとされたこと。(令第56条関係)

7 市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告に関する事項

- (1) 都道府県知事は、構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとされたこと。(法第64条第1項関係)
- (2) 都道府県知事は、(1)により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができるものとされたこと。(法第64条第3項関係)

第5 その他

1 国、都道府県等の協力等に関する事項

- (1) 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(法第64条第1項関係)
- (2) 国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされたこと。(法第65条第2項関係)
- (3) 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされたこと。(法第65条第3項関係)
- (4) 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(法第65条第4項関係)
- (5) 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、この法律に定めるもののほか、市町村相互間における必要な調整を行うものとされたこと。(法第65条第5項関係)

2 特別区に関する特例に関する事項

法及び令中市に関する規定は、特別区に適用するものとされたこと。(法第66条関係・令第57条関係)

3 罰則

所要の罰則規定を設けるものとされたこと。(法第67条から第69条まで関係)

4 施行期日

法、令及び規則は、平成17年4月1日から施行するものとされたこと。(法附則第1条、令附則第1条・規則附則第1条関係)

5 失効

法は、平成22年3月31日限り、その効力を失うものとされたこと。(法附則第2条関係)

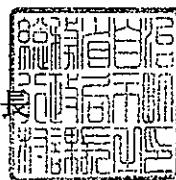
6 経過措置

- (1) 法の施行の日以後に市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この法律の施行前に成立した旧法に基づく協議は、新法における協議とみなすこととされたこと。(法附則第6条関係)
- (2) 旧法附則第2条の規定によりなおその効力を有するとされる旧法に基づく旧令の規定は、令の施行の日以後も、旧法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有するとされたこと。(令附則第2条関係)

總行市第281号
平成17年4月1日

各都道府県市町村合併担当課 御中

総務省自治行政局市町村課



市町村の合併の特例等に関する法律等の施行に係る留意点について（通知）

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）、市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号。以下「令」という。）、市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号。以下「規則」という。）の施行については、平成17年4月1日付け總行市第280号總務事務次官通知（以下「次官通知」という。）が発せられたところですが、前記の法令の運用上の留意事項について以下のとおり通知しますので、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 基本指針に関する事項

法においては、①市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）の合併の障害除去のための特例措置を引き続き定めるとともに、②総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、あっせんや勧告等の措置を講じることとされています。

これらの制度に基づき、引き続き自主的な市町村の合併を推進していくことになりますが、基本指針については、平成17年度のできる限り早い時期に策定・公表する予定ですので留意願います。

第2 経過措置団体に係る手続きに関する事項

平成17年3月31日までに申請を行い、平成18年3月31日までに市町村の合併を行う団体（以下「経過措置団体」という。）については、旧法附則第2条により、旧法がなおその効力を有するとされているところですが、平成17年度においても、経過措置団体に係る地方自治法による廃置分合手続等について、遺漏のないよう留意願います。

第3 議会の定数及び在任の特例に関する事項

平成16年4月27日の衆議院総務委員会における附帯決議において「議員の定数及び在任に関する特例を検討する地方自治体に対して、行政コストの問題や住民の意見を十分考慮するよう周知すること」とされ、同年5月18日の参議院総務委員会においても同様の附帯決議がなされたことについては次官通知において周知したところですが、在任特例制度の活用及び在任特例の期間の決定に当たっては、住民の意向、この特例措置を採用する必要性及び合併関係市町村の議会の議員の残任期間等についても十分考慮することとなるよう周知願います。